

旧福島県立喜多方東高等学校跡地利活用事業参画促進・マッチング支援制度に関する要綱

(目的)

第1条 旧福島県立喜多方東高等学校跡地利活用事業（以下「本事業」という。）への参画又は他事業者との連携を希望する民間事業者を公表し、事業に関する情報提供、事業者間の自主的な情報交換、連携、協業等のマッチングを支援することにより、本事業の円滑な推進を図るとともに、地元事業者の育成及び地域経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者 法人その他の団体及び個人事業者をいう。
- (2) 登録事業者 第5条の規定により登録された事業者をいう。
- (3) 関係事業者 登録事業者及び登録事業者と情報交換、連携等を行う他の事業者をいう。
- (4) 情報発信 登録事業者に対して、本事業の進捗状況、事業者公募情報、説明会等の開催その他本事業に関する情報を電子メール等の方法により提供することをいう。

(登録対象者)

第3条 登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する民間事業者とする。

- (1) 本事業への参入を希望する者
- (2) 本事業において、他の民間事業者との連携を希望する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(登録の申請)

第4条 登録を希望する者は、登録申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、別に定める方法により、市長に提出するものとする。

2 登録申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業者名（法人にあっては商号又は名称）、代表者の職、氏名及び所在地
- (2) 業種及び事業概要
- (3) 本事業への参入又は連携を希望する分野
- (4) 第7条第1項に規定する項目の公表に関する承諾
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 登録の申請は、第1項によるほか、市が指定する電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により申請することができる。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者を登録事業者として登録するものとする。

2 市長は、前項の登録を行ったときは、登録事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を行わないことができる。

(1) 申請内容に虚偽の記載があるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他これに準ずる反社会的勢力に該当すると認められるとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

（登録事業者への情報提供）

第6条 市長は、登録事業者に対し、次に掲げる情報を提供するものとする。

(1) 本事業の概要、進捗状況及びスケジュールに関する情報

(2) 事業者公募に関する情報

(3) 説明会、その他の催しに関する情報

(4) その他市長が必要と認める情報

（登録事業者の公表）

第7条 市長は、第4条第2項第5号の規定により公表に同意した登録事業者について、次に掲げる情報を市ホームページその他の方法により公表することができる。

(1) 事業者名

(2) 所在地

(3) 業種

(4) 事業概要

(5) 公民連携事業への参入又は連携を希望する分野

(6) その他当該事業者が公表に同意した事項

2 市長は、前項の規定により公表する情報について、個人情報その他公表することが適当でない情報を除くものとする。

（登録の変更、取消し及び削除）

第8条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録内容に虚偽があったとき。

(2) 事業者としての活動を停止又は廃止したとき。

(3) 登録事業者として不適当な行為があったとき。

(4) その他市長が登録を継続することが適当でないと認めるとき。

3 登録事業者は、登録を解除したいときは、市長に申し出るものとする。

4 市長は、前項の申出があったときは、速やかにその事業者に係る登録事項のすべてを削除するものとする。

(登録の効果)

第9条 登録は、本事業について、優先交渉権者として選定されること、賃貸借契約の相手方となることその他の資格又は権利を付与するものではない。

2 登録の有無は、本事業における選定その他の手続における評価、参加資格又は選定結果に影響を及ぼすものではない。

(市の関与)

第10条 市は、民間事業者間の自主的な情報交換及び連携を促進するため、必要な情報提供その他の支援を行うものとする。

2 市は、関係事業者間における具体的な協議、契約等に関与しないものとする。

3 関係事業者間において生じた紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(免責)

第11条 登録事業者が申請した登録内容の正確性、完全性及び有用性について、市は保証しない。

2 市が提供又は公表した情報を利用したことにより関係事業者が被った損害、関係事業者間の情報交換、マッチング等の結果、関係事業者間において生じた紛争等について、市は一切の責任を負わない。

(秘密保持等)

第12条 登録事業者は、本制度を通じて知り得た関係事業者その他第三者の秘密情報について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 市長は、この要綱の規定により取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき適正に管理し、本制度の運営以外の目的に使用しないものとする。

(事務)

第14条 この要綱に関する事務は、企画調整課において処理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年10月20日から施行する。

2 この要綱は、本事業に係る事業者公募により決定した事業者と事業に関する協定を締結した日から6か月を経過した日をもって、廃止する。

(様式第 1 号)

旧福島県立喜多方東高等学校跡地利活用事業に係る事業者登録申請書

事 業 者 名	
代 表 者 の 職 ・ 氏 名	
所 在 地	
業 種 (複 数 選 択 可)	☐ 小売 ☐ 卸売 ☐ 飲食 ☐ サービス ☐ 観光・宿泊 ☐ 建設・設備 ☐ 造園 ☐ 設計・コンサルタント ☐ 保守点検・維持管理 ☐ 物流・運輸 ☐ 農林畜産 ☐ 食品製造加工 ☐ I T ・デジタル ☐ エネルギー ☐ その他 ()
事 業 概 要	
参入又は連携を希望する分野 (複 数 選 択 可)	☐ 小売 ☐ 卸売 ☐ 飲食 ☐ サービス ☐ 観光・宿泊 ☐ 建設・設備 ☐ 造園 ☐ 設計・コンサルタント ☐ 保守点検・維持管理 ☐ 物流・運輸 ☐ 農林畜産 ☐ 食品製造加工 ☐ I T ・デジタル ☐ エネルギー ☐ その他 ()
公 表 の 可 否	☐ 承諾する ☐ 承諾しない
担 当 部 署	
担 当 者 の 職 ・ 氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	
連絡先電子メールアドレス	
そ の 他 参 考 事 項	

【注意】

- ・公表を承諾された場合のみ、市のホームページ等に掲載します。
- ・掲載事項は、事業者名、所在地、業種、事業概要、希望する分野、担当部署等です。
- ・事業者間の自主的な情報交換や取引等に活用されることを目的とするものですので、具体的な取引等に市が関与することはありません。